

太田記念美術館 平成 29 年度年間パスポート 会員規約

第 1 条 (目的)

「太田記念美術館年間パスポート」(以下「年間パスポート」という)は、太田記念美術館(以下「当館」という)により親しみ、浮世絵を身近に感じていただくことを目的とします。

第 2 条 (会員の定義)

1. この会員規約(以下「本規約」という)に定める会員とは、本規約を承諾した上で会員募集期間内に当館所定の手続きに従って入会を申込み、当館がこれを承諾した個人をいいます。
2. 入会申込者が次のいずれかに該当することが判明した場合は入会申込みをお断りすることがあります。
 - 1) 申込内容に事実と異なる内容があることが判明した場合。
 - 2) 過去に会員資格を取り消されたことがある場合。
 - 3) その他会員として不適切であると当館が判断した場合。

第 3 条 (会員証)

1. 会員には会員証(以下「年間パスポート」という)を発行いたします。
2. 第 5 条に定める特典の対象は、年間パスポートに記名のご本人に限ります。
3. 年間パスポートは、譲渡・貸与することはできません。
4. 年間パスポートを紛失した場合、年間利用料金の半額を支払うことにより、再発行を受けることができます。

第 4 条 (料金及び期間)

1. 年間パスポートの利用料金は年額 6,000 円とします。なお、この料金は当館の事情により変更することがあります。
2. 会員が資格を有する期間は、入会した年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間とします。
3. 会員の退会、会員資格の取り消し、その他理由の如何を問わず、既に支払われた利用料金の払い戻しは一切行わないものとします。

第 5 条 (会員の特典)

1. 会員は、年間パスポートの提示により次の特典を受けることができます。但し、提示のない場合は特典を受けることができません。また、利用後(事後)の特典についての対応はいたしかねます。
 - 1) 展覧会期中、企画展・特別展の別なく何度でも無料で当館に入館することができます。
 - 2) 当館が販売するミュージアムグッズのうち、当館が指定する一部商品を割引価格で購入することができます(但し、当館地下店舗は対象外)。
 - 3) 提携する他の施設(千葉市美術館)において観覧料の割引を受けることができます。

2. 当館が開催する一部の有料講座等を割引料金で受講することができます。
3. 展示及び催事案内等の各種事業案内を送付いたします。
4. 当館で開催する特別展の招待券を贈呈いたします（1つの特別展につき2枚贈呈）。
5. 当館は、会員の事前の了承を得ることなく、特典を変更することができ、会員はこれを承諾するものとします。

第6条（届出事項の変更）

1. 会員は、氏名、住所、電話番号等、申し込み内容に変更が生じた場合には、速やかに当館へ変更の連絡を行うこととします。
2. 会員が前項の連絡を怠ったことで不利益を被ったとしても、当館は一切責任を負わないものとします。

第7条（退会及び会員資格の取り消し）

1. 会員は、当館所定の手続きを行うことにより、自由に退会できるものとします。
2. 会員が次のいずれかに該当する場合、当館は事前に通知することなく当該会員の会員資格を取り消すことが出来るものとし、これにより当該会員は会員としての全ての権利を失うものとします。
 - 1) 申込内容に事実と異なる内容があることが判明した場合。
 - 2) 連絡先の住所・電話番号等が不明になった場合。
 - 3) その他会員として相応しくない行為があった、あるいは不適切であると当館が判断した場合。

第8条（個人情報の取り扱い）

1. 会員の個人情報は当館にて適切に管理し、会員管理、年間パスポート・展示案内等送付の目的のみに使用します。
2. 会員の個人情報は、会員の同意なしに、第三者への提供、開示をすることはありません（法令等により開示を求められた場合を除く）。

第9条（会員規約の変更等）

1. 当館は、会員の事前の了承を得ることなく、この会員規約を随時変更することができ、会員はこれを承諾するものとします。
2. 変更後の会員規約については、書面等、当館が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じるものとします。

（附則）

この会員規約は平成29年4月1日から実施します。